厚生労働科学研究費補助金

(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

総括研究報告書

製薬企業等による薬事関連コンプライアンス違反の実態とその背景を踏まえた再発防 止策の提案

研究代表者 白神 誠 日本大学薬学部教授

研究要旨

厚生労働科学研究費補助金により平成26年度に実施した「医療用医薬品の広告の あり方に関する検討」において我々が提言した医療従事者による広告監視モニター 制度の実現性、実効性を検討するため、パイロットスタディを実施してきた。平成 27年度から実施した病院薬剤師をモニターとするパイロットスタディによりクロー ズドの環境下での広告監視活動におけるモニター制度の有用性が確認され、この研 究成果は、平成28年11月に開始された厚生労働省の広告監視モニター事業の設計 に生かされた。一方平成28年度に地域の医師への製薬企業による情報提供の実態把 握を期待して実施した薬局薬剤師をモニターとするパイロットスタディでは、期待 していた地域の医師への情報提供の実態把握はできなかった。そこで、今年度は薬 局での情報収集に精通している薬剤師及び地区薬剤師会の職員計3名にモニターを 依頼し、再度パイロットスタディを実施した。約9か月の間に、12成分について13 件(その他1件は複数成分)の報告があり、製品情報概要やパンフレットなどの印刷 物による情報提供に対する問題点が多く報告された。しかし、地域の医師への情報 提供の実態把握の手段としては、薬局をベースにしたモニター制度は十分には機能 しないことが明らかとなった。

平成 26~27 年度に行った米国 FDA での調査に引き続き、2017 年 7 月 11 日から 12 日にかけてより日本の状況に類似し、すでに医薬品広告監視を行政で行っている 英国を訪問し、英国政府(MHRA)の状況及び国の規制を受けて、実際に製薬企業 がどのような取り組みを行っているのか等の情報を収集した。MHRA 内では調査時 3 名の広告評価担当者がおり、医薬品広告の規制に関する業務を新薬の認可の担当 者と協力して行っていた。製薬企業内では、広告資材の社内の承認プロセスに、医 師や薬剤師によるチェック体制を敷き、コンプライアンスに関することや、医学的 に健全な内容の広告であるかを確認しているとのことであった。英国の医薬品プロ モーション活動の監視においては、製薬企業内での自主規制が重要な役割を担って いた。行政の担当官の人数が限られる中、効率的にプロモーション監視を行うに は、英国の業界の PMCPA のような機関の存在が重要となるのではないかと考えら れる。

製薬企業によるコンプライアンス違反の背景・原因を考察し、コンプライアンス 違反を防ぐための対策を提案した。コンプライアンス違反の原因が組織にあると思 われる事例もスタートは個人のコンプライアンス違反であることが多い。その段階 で対処できていれば、組織の問題にまで至らずに済んでいたであろう。個人がコン プライアンス違反を起こす場合の一つは知らずにコンプライアンス違反を犯してい る場合で、もう一つはそうとわかってコンプライアンス違反を犯している場合であ る。知らずに犯している場合としては、コンプライアンス違反を犯したルールにつ いての知識がない場合などが考えられる。一方そうとわかってコンプライアンス違 反を犯している場合は、その個人がコンプライアンス違反を犯すことによる損得を 計算した結果だと考えるべきであろう。

コンプライアンス違反を拡大させたり、隠ぺいしたりする原因が組織にあるとし ても、スタートは個人のコンプライアンス違反であると考えれば、コンプライアン ス違反の発生を防ぐための対策は、個人がコンプライアンス違反を犯すことをどの ようにして防ぐかを考えることが重要となる。個人(社員等)が知らずにコンプライ アンス違反を犯している場合に対しては、社員等に対する教育研修が重要となる。 社員等のそれぞれの業務に必要な規則やルールをそれらが存在することも含め理解 させることが必要であり、その際、なぜそのような規則やルールが定められている かを理解させることが大切である。社会が変化していることを気づかせることも教 育・研修で行う上でのポイントとなろう。もう一つの、社員等がそうとわかってコ ンプライアンス違反を犯す場合については、社員等がコンプライアンス違反が露見 しない可能性を少しでも感じれば、コンプライアンス違反を犯す可能性が高くな る。社員等のコンプライス違反を見つけるには、同僚や部下からの情報提供が重要 となる。そういった意味で、一つの業務を一人の社員等に任せないようにするとと もに情報提供の受け皿として内部通報の仕組みを構築することが重要となろう。部 下が上司に気軽に相談できる風通しの良い職場づくりが必要である。通常の業務の ラインが利用できない状況では、内部通報制度が受け皿となる。通報者にとって敷 居の低い信頼できる制度を構築することが必要である。併せて内部通報システムが 有効に機能していることを公表し、社員等にコンプライアンス違反を犯しても露見 する可能性が高いと認識させることが重要である。次にコンプライアンス違反に対 し会社として弁解を許さない姿勢を徹底することが必要である。処分に情状酌量の

余地を与えないことで社員等がコンプライアンス違反を犯す閾値を上げることにつ ながるはずである。

以上のようにコンプライアンス違反を犯すことが決して得にはならないことを具体的な形で示すことにより、社員等によるコンプライアンス違反を防ぐことが可能 になるのではないかと考える。

研究分担者:中島理恵 日本大学薬学 部助教

Á.研究目的

厚生労働科学研究費補助金により平成 26 年度に実施した「医療用医薬品の広告 のあり方に関する検討」において我々が 提言した医療従事者による広告監視モニ ター制度の実現性、実効性を検討するた め、パイロットスタディを実施してき た。平成 27 年度は日本病院薬剤師会の 協力を得て大学病院の薬剤師6人をモニ ターにパイロットスタディを実施した。 また、平成28年度は引き続き病院薬剤 師をモニターとするパイロットスタディ を実施するとともに、地域の医師への製 薬企業による情報提供の実態把握を期待 して薬局薬剤師をモニターとするパイロ ットスタディも実施した。病院薬剤師を モニターとするパイロットスタディによ リクローズドの環境下での広告監視活動 におけるモニター制度の有用性が確認さ れ、この研究成果は、平成28年11月に 開始された厚生労働省の広告監視モニタ ー事業の設計に生かされた。一方、薬局 薬剤師をモニターとするパイロットスタ ディでは、期待していた地域の医師への 情報提供の実態把握はできなかった。そ こで、今年度は薬局での情報収集に精通 している薬剤師及び地区薬剤師会の職員

計3名にモニターを依頼し、再度パイロ ットスタディを実施した。

わが国における製薬企業のプロモーション活動において使用されるデータの監 視及び規制の在り方を検討するため、す でに製薬企業の新薬プロモーションの監 視活動を行っている英国を訪問し、英国 MHRAの製薬企業による医薬品のプロモ ーション活動の監視や規制の方法に関す る情報を収集した。また、製薬企業から は、MHRAの規制を受けて、実際に製薬 企業がどのような取り組みを行っている のか等の情報を合わせて収集した。

プロモーション活動におけるコンプラ イアンス違反をはじめ昨今の製薬企業に おけるコンプライアンス違反は、わが国 を代表する企業やグローバルに展開する 外資系企業で起こっている。これはコン プライアンス違反はコンプライアンス体 制を整備しただけでは完全には防ぎ得な いことを示している。そこで、これまで に発生した製薬企業によるコンプライア ンス違反事例について、それが起こった 背景を調査し、原因を分析した上で対策 を提言した。

B.研究方法

. 薬局をベースにした広告監視モニタ
 一制度の構築に向けての検討
 薬局での情報収集に精通している薬剤

師及び地区薬剤師会の職員計3名にモニ ターを依頼した。モニターにはこれまで の経緯及び研究の趣旨を説明したうえ で、随時事例を報告するよう依頼した。 経験した事例について、報告すべきかど うかについては、特に基準を設けず、そ れぞれのモニターの判断に任せた。ま た、対象とすべき事例についても、MR からの情報、製薬企業主催の製品説明 会、企業のホームページなど特に制限を 設けなかったが、各地で開催される診療 所の医師を中心とした会合での製薬企業 による製品説明の内容に関心があり、参 加する機会があればそれらについてもモ ニターして欲しい旨伝えた。報告は、報 告様式を用いて行うこととし、可能であ れば関係資料を添付するよう依頼した。

. 英国における製薬企業が行う医療用 医薬品のプロモーション活動の MHRA による監視制度

製薬企業の新薬プロモーションの監視 活動が確立されている英国の実態を調査 するため、2017年7月12日~13日に MHRA (Medicines and Healthcare products Regulatory Agency)、製薬企業

(AstraZeneca、GlaxoSmithKline)を訪問 し、関係者に対しインタビューを実施し た。

(倫理面の配慮)

該当なし。

C.研究結果

. 薬局をベースにした広告監視モニタ
 一制度の構築に向けての検討
 約9か月の間に、12成分について13

件(その他1件は複数成分)の報告があっ た。報告された事例が情報提供されたの は、MRからが最も多く4件、学術講演 会が4件、製品説明会が2件、、企業の ホームページが2件、その他1件であっ た。報告された事例の多くは、製品情報 概要やパンフレットなどによる情報提供 に対するものであった。このような印刷 物等については、企業内でまた業界とし てもチェックをしているはずであるが、 依然としてこのような事例がみられるこ とは、さらに一層の努力が求められよ う。

. 英国における製薬企業が行う医療用 医薬品のプロモーション活動の MHRA による監視制度

1 MHRA

英国における医薬品広告規制は、EU の法律である Human Medicines Regulation 2012 の Part14 が適応されており、自主規 制に関しては British Pharmaceutical Industry (ABPI)の Prescription Medicines Code of Practice Authority (PMCPA)が発行 している Code of Practice for the Pharmaceutical Industry に基づいたシステ ムが用いられている。英国では、この自 主規制が非常によく機能しており、自主 規制による広告の規制は、法体制で対応 するよりも変化により迅速に対応できる といったメリットがある。

英国で医薬品広告として規制の対象に なるのは、'メディアによる広告出版 物'、'製薬企業の医薬品情報担当者 (MR)'、'医薬系のミーティング'、'販 売促進のための商品'、'商品サンプ ル'、'インターネットによる広告'とな っている。なお'患者に向けた情報やリ ーフレット'、'科学的な質問に対する回 答とみなされる情報'、'参考文献'、'健 康や疾病に関する情報'は規制の対象と はならない。

MHRA 内で医薬品広告の規制を行って いるのは、Vigilance & Risk Management of Medicines の Advertising Standards Unit であり。Unit チームでは、マネージャー 1 名、広告評価担当 2 名が医薬品広告の 規制に関する業務に専門に携わってお り、新薬の認可を担当する評価担当者と 協力して業務を行っている。

MHRA による医薬品広告規制の主な活 動は、1. 広告の出版前審査、2. 苦情が 出た広告の調査、3. 出版後の広告のモニ タリング、4. ガイダンスや助言、であ る。

広告の出版前審査の対象となるのは、 新規物質、新たな領域の患者を対象とし た医薬品や安全性に懸念のある医薬品、 申請のプロセスで問題のあった製薬会社 の医薬品、ニッチ領域の医薬品となって いる。

苦情が出た広告の調査では、素早いア クションを起こすことが重要であり、公 衆衛生上のリスクを回避することが最優 先として対応が行われる。行われた措置 は報告書に記載される。MHRAの具体的 なアクションは、まず対象企業へ、苦情 の内容に対する返答を求め、当該広告と 企業の返答をレビューする。ほとんどの ケースは、非公式な段階で解決するが、 公衆衛生上のリスクが伴うと判断された 場合は、更なるアクション(法的な手 段)が行われる。 広告が不適切で、公衆衛生上のリスク が伴うと判断された場合、以下のような アクションがとられることがある。

・広告の取り下げ

- ・報告書の提出
- ・是正声明の発表

・修正した広告資材の提出

実際に英国内で行われた不適切な医薬 品のプロモーション活動は、MHRAのホ ームページ上に公開されている。

2 製薬企業 (AstraZeneca、

GlaxoSmithKline)

英国の製薬企業の医薬品広告の活動 は、Code of Practice for the Pharmaceutical Industry を基準として行われている。こ のコードは製薬団体の自主規制である が、英国内の製薬企業のほとんどが会員 である ABPI の会員になる際はこのコー ドを遵守するという条件が課される。例 えば製薬企業の広告に対して、MHRA に 苦情が挙がった際に、MHRA はその公告 が ABPI のメンバー企業の出したもので あれば、まず PMCPA に問い合わせを し、直接 MHRA が対応をする前に、 PMCPA の仲介を受ける事ができる。

社内の承認プロセスでは、医師や薬剤 師が資材をチェックし、コンプライアン スに関することや、医学的に健全な内容 の広告であるかを確認し、サインする。 このような承認プロセスに移行する前に も、医学系チームとマーケティングチー ムがプロジェクトの最初から密に協力し あい、定期的なミーティングを毎週行 い、開発状況、コンプライアンスの問題 等を話し合っている。

MR が行うプロモーション活動に関し

ては、営業・販売、医薬品や疾病情報提 供等の内容に関してどのようなセールス 活動をするかを、資材と同じような手続 きで承認する。MR が医師に伝えている ことが適切かどうかをこのようなプロセ スでチェックしている。また、field-visit という制度があり、上司がMR に同行 し、実際のセールスの様子を見学しなが ら問題のある言動等を監視している。

企業では、中途でMRとして入社する 新人、および新人以外の社員(幹部、商 品担当、医学担当、広報担当等)へのコ ンプライアンス研修を、一年を通して行 っている。営業や販売、医学、広報関係 の者は必ず code of practice の研修をオン ライン、および対面で受けることになっ ている。また、MR は製薬企業に入社し て2年以内に ABPI の code of practice に 関する試験に合格することが必須とされ ているので、外部の研修(1回のみ)も 受ける必要がある。

D.考察

. 薬局をベースにした広告監視モニタ ー制度の構築に向けての検討

薬局をベースにした広告監視モニタリ ング制度では、薬局には処方権がないた めか製薬企業のプロモーション活動も医 療機関の医療関係者に対して行われたこ れまで報告されたような極端な事例は見 られない。ただし、後発品の選定におい ては薬局に決定権があるので、先発企業 による後発品の批判やオーソライズドジ ェネリックの行き過ぎた有効性の主張な どがみられている。

地域の医師への製薬企業による情報提

供の実態把握の手段としては、薬局をベ ースにしたモニタリング制度は十分には 機能しないことが明らかとなった。

. 英国における製薬企業が行う医療用 医薬品のプロモーション活動の MHRA による監視制度

MHRA内では調査時3名の広告評価担 当者がおり、医薬品広告の規制に関する 業務を新薬の認可の担当者と協力して行 っていた。

製薬企業内では、プロモーション資材 の社内の承認プロセスに、医師や薬剤師 によるチェック体制を敷き、コンプライ アンスに関することや、医学的に健全な 内容の広告であるかを確認している。 MR 等による口頭のプロモーション活動 に関しても、予め詳細を資材と同じ手続 きでチェックしている。

英国の医薬品プロモーション活動の監 視においては、製薬企業内での自主規制 が重要な役割を担っている。自主規制 は、企業側にとっても大きなメリットを もち、自主規制がしっかりと行われてい ることで、MHRAの広告担当官の人数も 限られた中で、国が効率的に監視体制を 築けることが可能になっていると考えら れる。

. 製薬企業によるコンプライアンス違 反の背景・原因とコンプライアンス違反 を防ぐための対策の提案

 コンプライアンス違反の背景・原因 コンプライアンス違反を犯した企業等 が設置した第三者委員会の報告等では、 コンプライアンス違反の原因を組織の問 題としてとらえる傾向がある。大きくは 会社としてのガバナンスの欠如である。 化血研の事例では理事長の強いトップダ ウンの下、理事会が外部理事がいた時期 があったにもかかわらず形骸化してお り、評議員にも経営層にとって都合の悪 い情報が報告されなかったため、経営層 の暴走を牽制、抑制するためのガバナン ス構造が欠落していた。

バイファの事例では親会社の田辺三菱 が血漿分画製剤についてほとんど知識・ 経験がなかったことからバイファに対し 親会社として管理・監督を十分に行うこ とが容易でなかったこと、また、アクリ フーズの事例では、親会社のマルハニチ ロホールディングスがアクリフーズが好 業績を上げていたという理由でアクリフ ーズの独立的な経営を容認し、ホールデ ィングスとしてのコントロールを行わな かったことなどが指摘されている。

ブリストルマイヤーズの事例やバイフ ァの事例でコンプライアンス体制の不十 分さが指摘されているが、コンプライア ンス担当職員の数だけをもってそう判断 するのは短絡的すぎるように感じる。併 せて、役職員のコンプライアンス意識の 低さがほとんどの事例で指摘されてい

る。特に武田の事例、ノバルティスの事 例、ブリストルマイヤーズの事例及び協 和発酵の事例では営業部門が都合のよい 解釈をするようなコンプライアンス意識 の低さがみられた。これに関連して、コ ンプライアンス研修の不十分さ、社内規 範やルールが欠如していたり曖昧である などの問題も指摘されていた。

人事の問題を指摘しているのが化血研 の事例、バイファの事例、アクリフーズ の事例及び旭化成建材の事例で、それに 起因する職員の不満がコンプライアンス 違反の背景にあるとしているものもあ る。

また、化血研やバイファのようにコン プライアンス違反が長期にわたり継続し ていることに対しそれを許す社内の風土 が存在することをうかがわせる指摘もあ る。

このようにコンプライアンス違反の原 因を組織の問題とするのは、ある意味第 三者委員会の定番でもある。しかし取り 上げた事例は、比較的大きな企業による コンプライアンス違反の事例である。こ れらの会社の多くでは、おそらく事件が 明らかになるまでは指摘されているよう な組織上の問題があるとは認識していな かったのではないかと思うし、第三者委 員会の報告を受け取って戸惑いを思えた のではないかと思う。どのような組織で も完璧なものはあり得ないので、事件が 起こった後、その事件と結び付けて不完 全さを指摘することは容易である。しか し、それではどう改善すればよいのか、 再発を防ぐような改善をすれば新たなコ ンプライアンス違反を防ぐことができる のかという疑問に答えるのは容易ではな 11

そこで、視点を変えてコンプライアン ス違反の原因を個人に求めてみてもよい のではないかと考えた。なぜならば、例 えばガバナンスの問題への対策として社 外取締や社外監査役の活用が言われる が、化血研の事例のように適切な報告が 行われなければ動きようがなく、報告す るかどうかは個人の判断に委ねられる。 研修を繰り返しても個人がこれを真剣に 受け止めなければ時間の無駄である。社 内規範やルールを作成しても個人がこれ を無視すれば役に立たない。人事に対す る不満があったとしても同じ境遇にある 者全員がコンプライアンス違反を犯すわ けではない。組織に原因があると思われ る事例もスタートは個人のコンプライア ンス違反であることが多い。その段階で 対処できていれば、組織の問題にまで至 らずに済んでいたであろう。

個人がコンプライアンス違反を起こす 場合を二つに分けることができる。一つ は知らずにコンプライアンス違反を犯し ている場合で、もう一つはそうとわかっ てコンプライアンス違反を犯している場 合である。知らずにコンプライアンス違 反を犯している場合としては、コンプラ イアンス違反を犯したルールについての 知識がない場合、誤った理解をしている 場合、上司の命令に従ったり前任者のや り方を踏襲してルールに関して疑問を持 たなかった場合などが考えられる。

一方そうとわかってコンプライアンス 違反を犯している場合は、その個人がコ ンプライアンス違反を犯すことによる損 得を計算した結果だと考えるべきであろ う。コンプライアンス違反を犯さなかっ た時に生じること、コンプライアンス違 反を犯した時に生じること、コンプライ アンス違反が露見したときに生じること などを考慮してコンプライアンス違反を 犯すことを選んだのであろう。その際、 コンプライアンス違反が露見する可能性

や、見つかった後の情状酌量の余地など も考慮したに違いない。

このような行動を次のように考えてみ

るとわかりやすいかもしれない。まず化 血研の事例やバイファの事例のように、 当該個人が会社から期待されている予定 に沿えないことに対するプレッシャーに さらされている場合である。何もしなけ れば、会社による評価を下げることにな るので、-5とする。なおこの数字を含 め以後の数字に特に根拠があるわけでは ない。あくまで理解を助けるためのもの である。コンプライアンス違反を犯すこ とによって会社の期待に沿うことができ るので、+5とする。もしコンプライア ンス違反が露見すれば、会社から処分さ れるので - 10 とする。コンプライアンス 違反を犯すことに対する良心の呵責を -2とする。すると、もし何もしなければ -5であるのに対し、コンプライアンス 違反を犯して、それが露見しなければ+ 5-2-5=-2となるので、コンプライア ンス違反を犯した方が得だということに なる。コンプライアンス違反が露見する とすると、 - 2 - 10 = - 12 となるなの で、露見する可能性が高いと考えればコ ンプライアンス違反を犯すことを思いと どまるだろう。仮に露見する可能性が 半々と考えれば、+5×0.5-2-10×0.5 = - 4.5 となり、何もしなかった場合の - 5 より小さいので、コンプライアンス 違反を犯すかもしれないし、露見したと きの弁解、例えば会社のためにやったと いった弁解が用意できていて処分に7掛 けぐらいの情状酌量される余地があると 考えると、2/3の可能性で露見すると考 えても、5×1/3-2-10×0.7×2/3=-5 となって何もしなかった場合とトントン となる。

次に営業担当者が営業成績を上げるた めにコンプライアンス違反を犯す場合を 考えてみる。この場合何もしなければ0 である。以下先程と同じように考える と、露見しないと考えれば+3、露見する 可能性が半々だと考えたとしても-4.5 に なる。 + になるには70%以上の確率で露 見しないと考えた場合である。他社でも やっているなどの弁解の用意ができてい て処分に7掛けぐらいの情状酌量される 余地があると考えると、見つかる可能性 は1/4 以下だと考えれば、コンプライア ンス違反を犯す可能性が出てくる。

さらにいずれの場合もコンプライアン ス違反が繰り返されると、コンプライア ンス違反を犯すことに対する良心の呵責 のマイナスが減っていくことになろう。 繰り返しになるが、それそれの事象に配 布した数字に根拠はない。事情に応じて 変わってくるであろうし、個人がどう考 えるかによっても変わってくる。同じ状 況に置かれながらコンプライアンス違反 を犯す者とそうでない者がいることの説 明になるかもしれない。個人の行動を理 解する上で、事象に数字を当てはめるこ とが役に立つのではないかと考えた。

2 コンプライアンス違反の発生を防ぐ ための対策

コンプライアンス違反を拡大させた り、違反を隠ぺいさせたりすることの原 因が組織にあるとしても、スタートは個 人のコンプライアンス違反であると考え れば、コンプライアンス違反の発生を防 ぐための対策は、個人がコンプライアン ス違反を犯すことをどのようにして防ぐ かを考えればよいことになる。

個人(社員等)がコンプライアンス違反 を犯す一つ目の場合、すなわち知らずに コンプライアンス違反を犯している場合 に対しては、社員等に対する教育研修が 重要となる。製薬企業は多くの法令に基 づく規則や業界の自主規制、それらを実 践するための社内ルールに囲まれてい る。社員等のそれぞれの業務に必要な規 則やルールをそれらが存在することも含 め教育・研修することが必要である。そ の際、なぜそのような規則やルールが定 められているかを理解させることが大切 である。それによって、上司からの命令 や指示の妥当性が判断できるし、慣例と して行われていることの妥当性も判断で きるようになるだろう。

社会が変化して、従来許されていたこ とが許されなくなっていることに同じ業 務に長年携わっている現場の社員等は気 づきにくい。こうした社会が変化してい ることを気づかせることも教育・研修を 行う上でのポイントとなろう。

もう一つの、社員等がそうとわかって コンプライアンス違反を犯す場合につい ては、社員等がコンプライアンス違反を 犯すかどうかの重要な分かれ道が、違反 が露見するかどうかであった。社員等が 露見しない可能性を少しでも感じれば、 コンプライアンス違反を犯す可能性が高 くなる。社員等のコンプライス違反を見 つけるには、同僚や部下からの情報提供 が重要となる。そのためにも一つの業務 を一人の社員等に任せないようにしなけ ればならない。さらに同僚や部下からの 情報提供の受け皿として、内部通報の仕 組みを構築することが有力となろう。こ こでいう内部通報の仕組みは公益通報者 保護法を踏まえたいわゆる内部通報制度 だけでなく、通常の業務のラインに基づ く情報提供も含んでいる。部下が上司に 気軽に相談できる風通しの良い職場づく りが重要である。通常の業務のラインが 利用できない状況では、内部通報制度が 受け皿となる。平成28年12月9日に消 費者庁から発出された「公益通報者保護 法を踏まえた内部通報制度の整備・運用 に関する民間事業者向けガイドライン」 を参考に通報者にとって敷居の低い信頼 できる制度を構築することが必要であ る。併せて内部通報の仕組みが有効に機

能していることを公表することが重要で ある。社員等にコンプライアンス違反を 犯しても露見する可能性が高いと認識さ せることが重要だからである。

次にコンプライアンス違反に対し会社 として弁解を許さない姿勢を徹底するこ とが必要である。処分に情状酌量の余地 を与えないことで社員等がコンプライア ンス違反を犯す閾値を挙げることにつな がるはずである。

以上のようにコンプライアンス違反を 犯すことが決して得にはならないことを 具体的な形で示すことにより、社員等に よるコンプライアンス違反を防ぐことが 可能になるのではないかと考える。

E.結論

昨年度に引き続き薬局をベースにした 広告監視モニター制度のパイロットスタ ディを実施したが、製品情報概要やパン フレットなどの印刷物による情報提供に 対する問題点が多く報告された。製薬企 業や業界の取り組みにも関わらず依然と してこのような事例がみられることは、 製薬企業や業界のさらなる努力が求めら れよう。

処方権のない薬局への製薬企業のプロ モーション活動は診療所の医師に対する それとは様相が違っており、地域の医師 への情報提供の実態把握の手段として は、薬局をベースにしたモニタリング制 度は十分には機能しないことが明らかと なった。

英国における医薬品プロモーションの 監視には製薬業界での自主規制が大きな 役割を担っている。行政の担当官の人数 が限られる中、効率的にプロモーション 監視を行うには、英国の PMCPA のよう な機関の存在が重要となるのではないか と考えられる。

コンプライアンス違反が組織に原因が あると思われる事例もスタートは個人の コンプライアンス違反であることが多 い。その段階で対処できていれば、組織 の問題にまで至らずに済んでいたであろ う。

個人がコンプライアンス違反を起こす ケースの一つは知らずにコンプライアン ス違反を犯している場合で、もう一つは そうとわかってコンプライアンス違反を 犯している場合である。知らずに犯して いる場合としては、コンプライアンス違 反を犯したルールについての知識がない 場合などが考えられる。一方そうとわか ってコンプライアンス違反を犯している 場合は、コンプライアンス違反を犯すこ とによる損得を計算した結果だと考える べきであろう。 コンプライアンス違反を拡大させた り、違反を隠ぺいしたりすることの原因 が組織にあるとしても、スタートは個人 のコンプライアンス違反であると考えれ ば、コンプライアンス違反の発生を防ぐ ための対策は、個人がコンプライアンス 違反を犯すことをどのようにして防ぐか を考えればよい。

個人(社員等)が知らずにコンプライア ンス違反を犯している場合に対しては、 社員等に対する教育研修が重要となる。 社員等のそれぞれの業務に必要な規則や ルールをそれらが存在することも含め教 育・研修することが必要である。その 際、なぜそのような規則やルールが定め られているかを理解させることが大切で ある。社会が変化していることを気づか せることも教育・研修を行う上でのポイ ントとなろう。

もう一つの、社員等がそうとわかって コンプライアンス違反を犯す場合につい ては、社員等が違反が露見しない可能性 を少しでも感じれば、コンプライアンス 違反を犯す可能性が高くなる。社員等の コンプライス違反を見つけるには、同僚 や部下からの情報提供が重要となる。そ ういった意味で、一つの業務を一人の社 員等に任せないようにするとともに情報 提供の受け皿として内部通報の仕組みを 構築することが有力となろう。部下が上 司に気軽に相談できる風通しの良い職場 づくりが重要である。通常の業務のライ ンが利用できない状況では、内部通報制 度が受け皿となる。通報者にとって敷居 の低い信頼できる制度を構築することが 必要である。併せて内部通報の仕組みが

有効に機能していることを公表し、社員 等にコンプライアンス違反を犯しても露 見する可能性が高いと認識させることが 重要だからである。

次にコンプライアンス違反に対し会社 として弁解を許さない姿勢を徹底するこ とが必要である。処分に情状酌量の余地 を与えないことで社員等がコンプライア ンス違反を犯す閾値を上げることにつな がるはずである。

以上のようにコンプライアンス違反を 犯すことが決して得にはならないことを 具体的な形で示すことにより、社員等に よるコンプライアンス違反を防ぐことが 可能になるのではないかと考える。

- F.健康危険情報 該当なし
- G.研究発表
- 1. 学会発表
 - 白神誠、中島理恵、若林進、池上直
 樹、田中徳雄.シンポジウム「その情報、信用して大丈夫ですか?~不適切
 な医薬品プロモーション活動を見極めるために~;第21回日本医薬品情報
 学会学術大会、三重、2018年7月1日(予定)
- H.知的財産権の出願・登録状況 該当なし